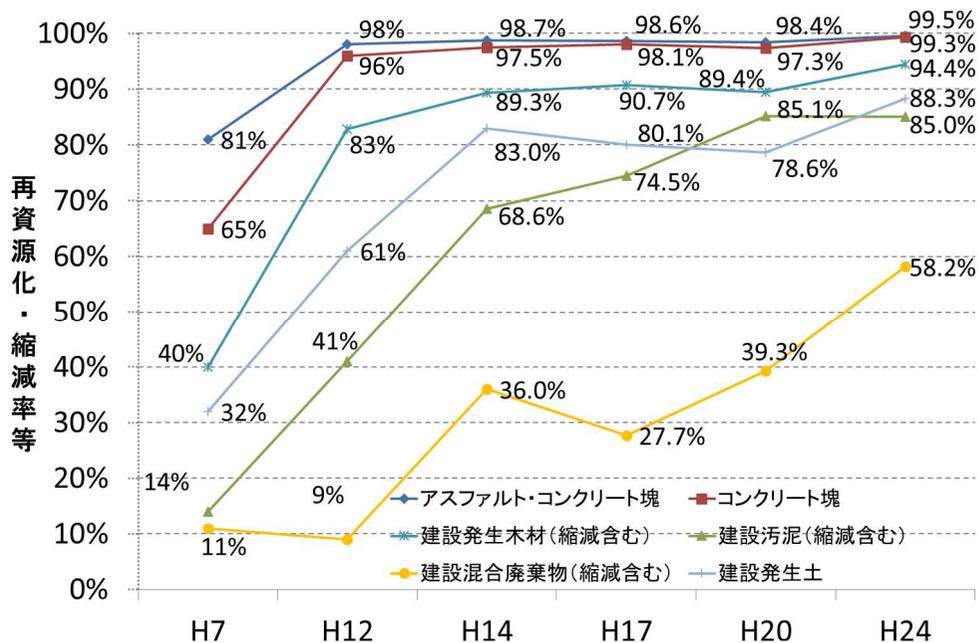


# 5 - 1 建設リサイクルの推進

## 施策名: 建設リサイクルの推進・建設リサイクル法の徹底・公共工事における環境物品等の調達促進

「建設リサイクル2014」に位置づけた各種施策を実施し、建設リサイクルの推進を図る。

- 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化 ・建設副産物物流のモニタリング ・建設副産物の発生抑制強化 ・再資源化・縮減の促進
- 再生資材の利用促進 等



建設副産物の品目別の再資源化・縮減率等の推移

データ:「建設副産物実態調査」(国土交通省)

	平成24年度		平成24年度	平成30年度
	排出量 (万トン)	再資源化・縮減 率 実績	目標値 (建設リサイクル推 進計画2008)	目標値 (建設リサイクル推 進計画2014)
建設廃棄物全体	7,269	96.0%	94%以上	96%以上
アスファルト・コンクリート塊	2,588	99.5%	98%以上	99%以上
コンクリート塊	3,175	99.3%	98%以上	99%以上
建設汚泥	657	85.0%	82%以上	90%以上
建設混合廃棄物	280	58.2%	-	60%以上
(排出率)		3.9%	-	3.5%以下
建設発生木材	500	94.4%	95%以上	95%以上
建設発生土	14,079	-	-	80%以上

建設副産物の再資源化・縮減率等の状況(平成24年度 国土交通省)

建設リサイクル法の徹底を図る。

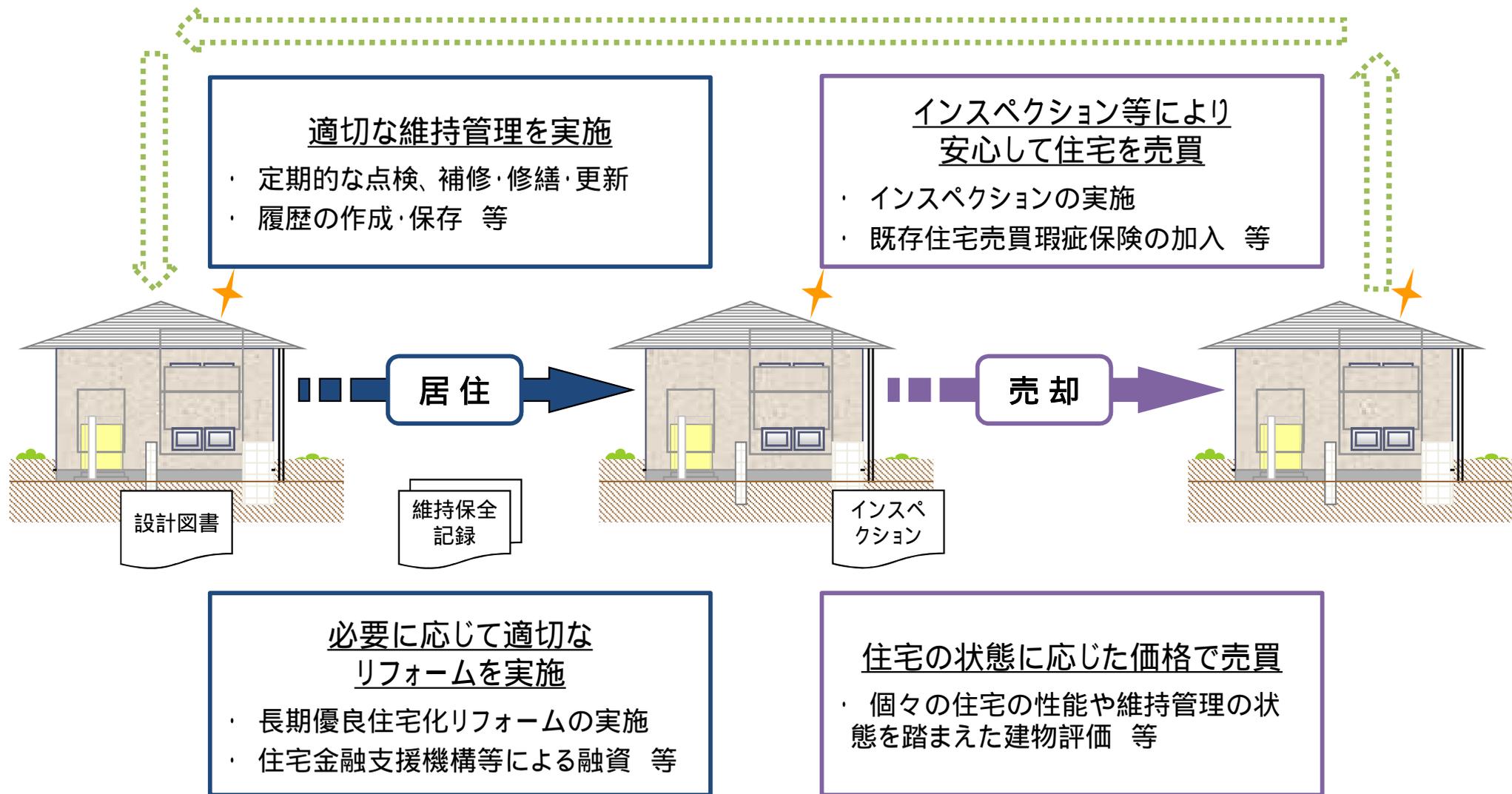
- 分別解体を徹底するため、都道府県、特定行政庁による工事現場のパトロール強化 等

公共工事における環境物品等の調達の促進を図る。

- グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」の策定

## 5 - 2 既存住宅流通・リフォームの促進

施策名：既存住宅流通とリフォームの促進



成果指標 (住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)において設定)

- 既存住宅流通の市場規模 4兆円(H25) 8兆円(H37)
- リフォームの市場規模 7兆円(H25) 12兆円(H37)
- 建物状況調査(インスペクション)を受けて既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の既存住宅流通量に占める割合 5%(H26) 20%(H37)

# 5 - 4 リサイクルポート施策の推進

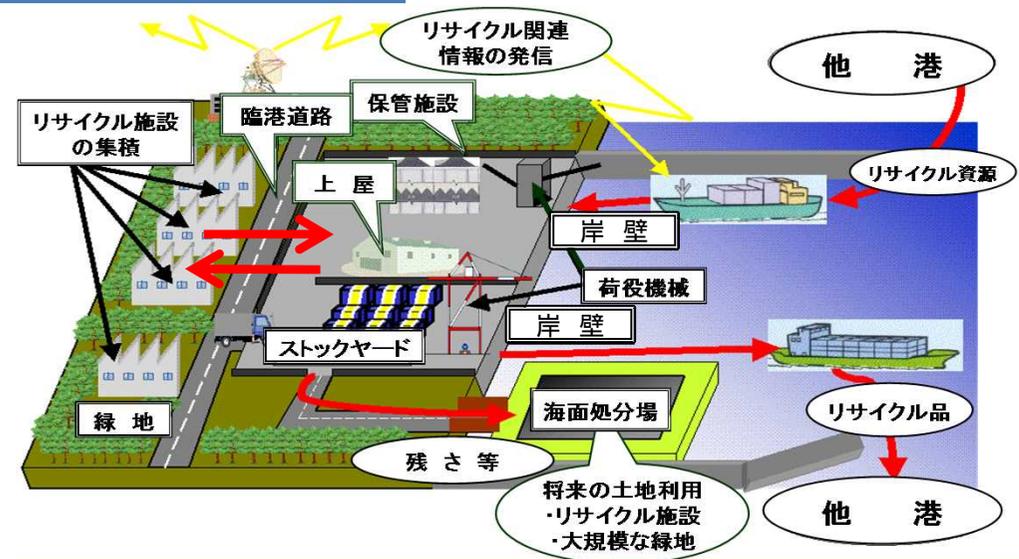
## 施策名: リサイクルポート施策の推進

➤ 循環型社会構築のためには、地域内で活用できない循環資源について広域的に流動させることが必要であるため、循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図る。

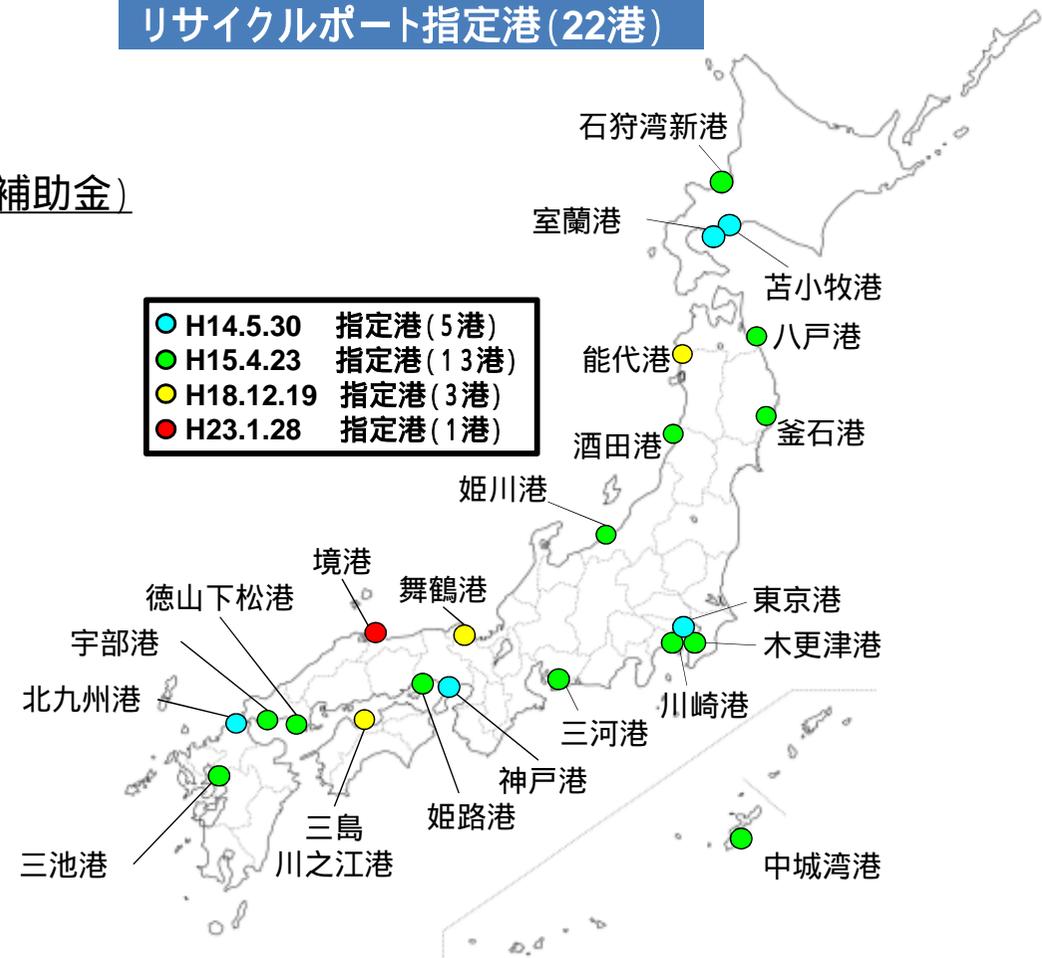
### リサイクルポート施策

- 岸壁等の港湾施設の確保
- 積替・保管施設等の整備に対する支援(補助金、補助率1/3)
- 海運による低炭素型静脈物流システムの構築に対する支援(補助金)
- 循環資源の取扱に関する運用等の改善
- 官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会の活用など)

### リサイクルポートのイメージ



### リサイクルポート指定港(22港)



### 【期待される効果】

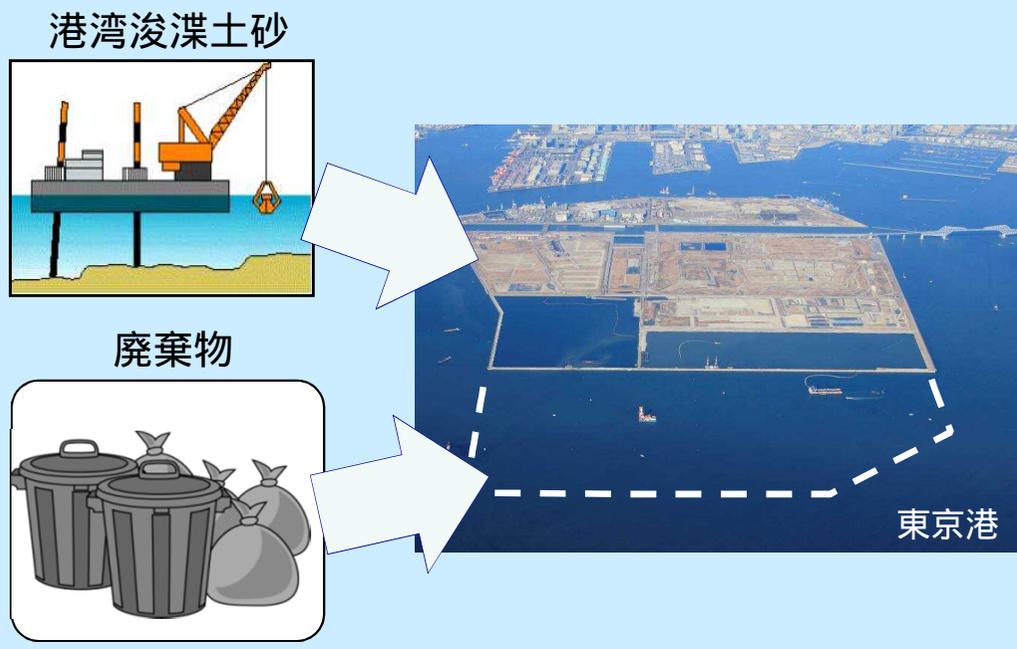
- ・循環型社会の構築支援
- ・環境負荷の低減
- ・リサイクルコストの低減
- ・臨海部産業の活性化

# 5 - 5 海面処分場の計画的な整備の推進

## 施策名: 海面処分場の計画的な整備の推進

➤ 港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、事業の優先順位を踏まえ、海面処分場を計画的に整備する。

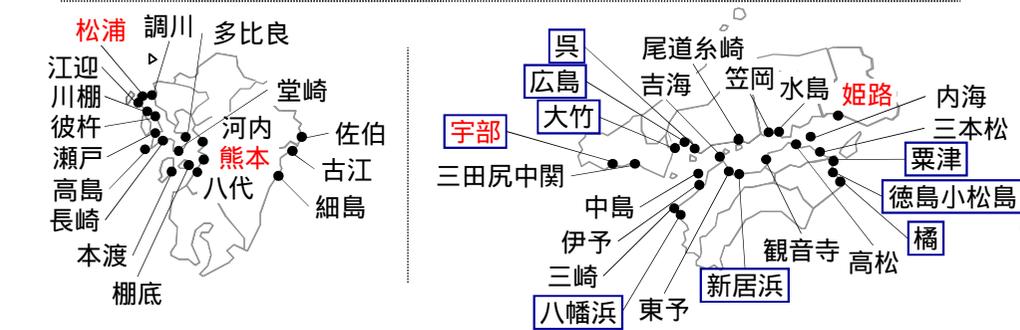
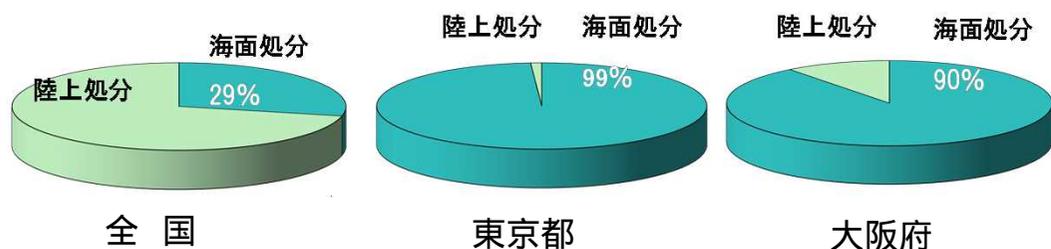
### 計画的な海面処分場の整備



### 事業実施港湾 (平成28年度時点で事業完了又は事業実施中)



### 一般廃棄物の海面処分比率 (平成26年度)



# 5 - 6 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

## 施策名: シップリサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

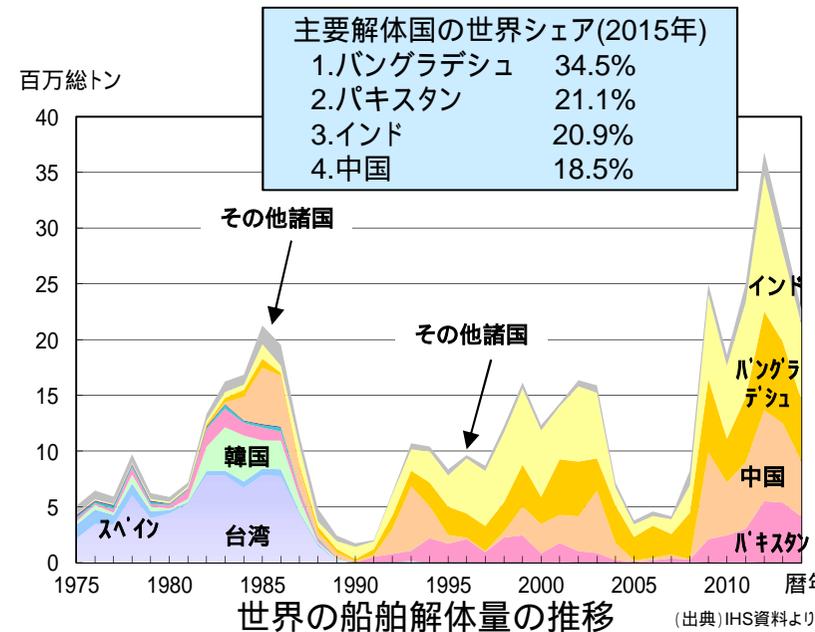
### 経緯

- 船舶の解体(シップリサイクル)の大半は、コストの安いインド、バングラディシュ等の開発途上国で実施。
- 管理不十分で劣悪な労働環境で実施、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。



開発途上国におけるリサイクルヤードの現場

- 国際海事機関(IMO)では2000年よりシップリサイクルの議論が開始。
- 我が国は世界有数の海運・造船国として新規条約の起草作業を主導し、2009年5月にシップリサイクル条約を採択。



### 概要

#### 【条約上の主な義務】

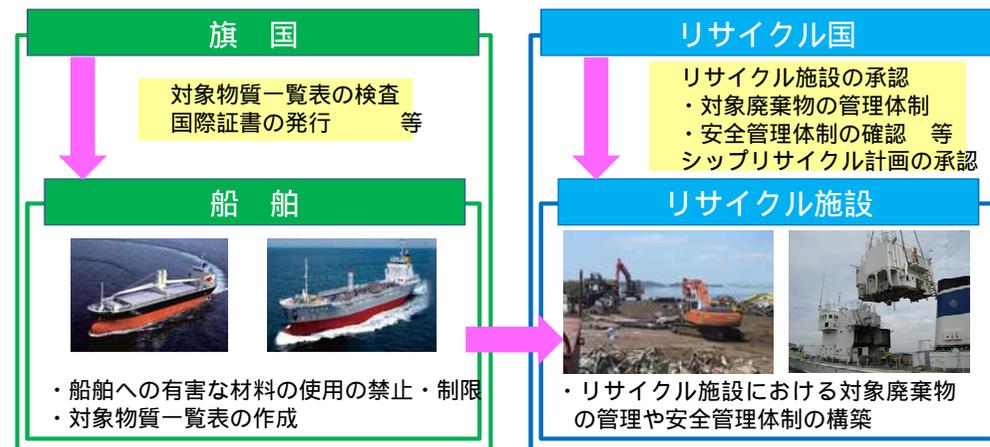
- 船舶における有害な材料の使用禁止や船舶に用いられている対象物質の所在や量を記載した一覧表(インベントリ)の作成
- リサイクル施設における廃棄物や労働安全の管理体制の構築
- 旗国及びリサイクル国は、船舶とリサイクル施設の検査・認証を実施

#### 【対象船舶】

- 排他的経済水域(EEZ)を越えて航行する国際総トン数500トン以上の船舶

#### 【発効要件】

15カ国以上が締結 締約国の船腹量が世界の40%以上 締約国の解体能力が締約国の船腹量の3%以上  
 (2016年9月時点: ノルウェー、コンゴ共和国、フランス、ベルギー、パナマの5カ国が締結)



条約の早期発効に向けた取組を推進する。